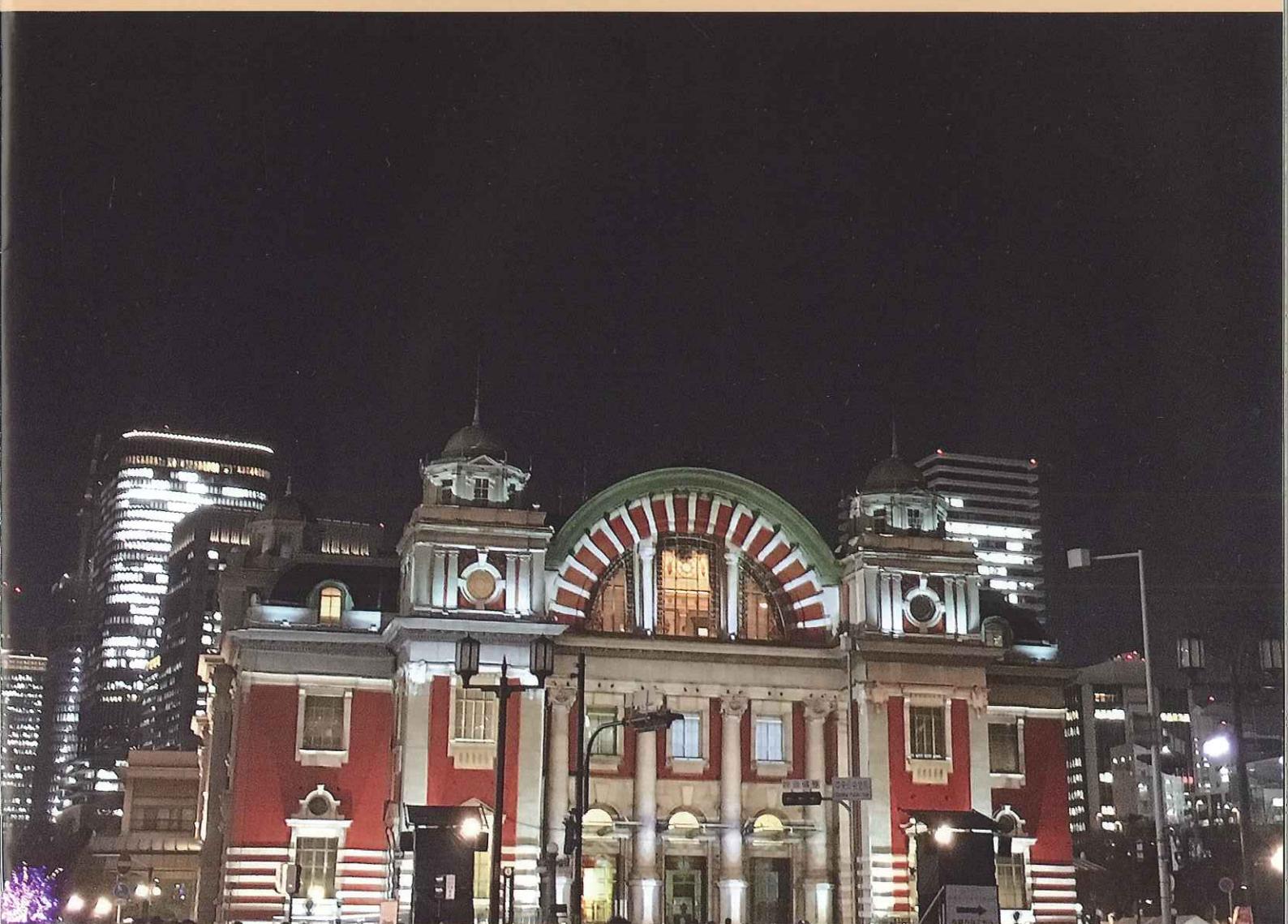


中之島シティ法律事務所 事務所報

NCLaw Letter

第 9 号
vol.9

January. 2016



卷頭言	2
番号法の概要について	3
IPBA 年次総会参加のご報告	5
新人自己紹介	7
中之島シティ インフォメーション	8

卷頭
一
二
三

恭賀新年

昨年中はひとかたならぬご愛顧にあずかり、誠にありがとうございました。
本年も一層のサービス向上を目指し、所員一同努める覚悟でございます。
なにとぞ本年も倍旧のご支援のほどお願い申し上げます。

さて、昨年は、海外景気の減速など先行きが不透明になりつつありましたが、上場企業では、売上高経常利益率が高まり、本年3月期に過去最高を更新する見通しといわれております。また中堅・中小企業の業況も、一部業種で苦戦を強いられているものの、少しづつ持ち直しの動きが見られ、雇用改善も進み、完全失業者数も減少しております。

しかし、長期的に見た場合、今後、わが国ではますます少子高齢化が進み15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口が激減し、1990年代前半に約70パーセントあった生産年齢人口比率が数年後には60パーセントを割るといわれ、労働人口の減少、年金や医療などの社会保障制度の破綻など課題が山積している状況に変わりはありません。

また、経済以外に目を移すと昨年感動した出来事としては、ラグビーワールドカップにおいて、日本が優勝候補の一角を占めていた南アフリカに歴史的勝利を収めたことです。五郎丸選手がプレースキックの前にとる例の独特的のポーズ、あれは集中力を高めるひとつのルーティンだそうで、ゴルフでも利用しようと考えている方も大勢いらっしゃるのではないでしょうか。なにはともあれ2019年の日本でのワールドカップが待ち遠しい限りです。

2016年、果たして今年はどのような年になるのでしょうか。テロや自然災害のない平和で明るい年であって欲しいものです。しかし、個々人にとってどのような年になるかは、個々人次第によるところが大きいと思います。われわれ所員一同、クライアントから信頼されると共に、自らも充実した生活を送ることができるよう初心を忘れることなく、誠心誠意努力して参りたいと存じます。

どうか今年もよろしくご指導ご鞭撻下さるようお願い申し上げます。

弁護士・公認不正検査士

阪口

誠

番号法の概要について



弁護士
松下 聰

1 番号法成立について

2013年5月24日に成立したいわゆる「マイナンバー法」に基づくマイナンバー制度が施行されたことは報道などによりご存知のことと思います。マイナンバー法は、正式には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」)。以下、条数は全て番号法)と言います。事業者の方であれば、既にマイナンバー制度に対する実務的対応を済ませているかと思いますが、今回は、この法律及び制度の概観について、民間事業者・個人に関係する部分を中心に解説したいと思います。

2 制度の目的

番号法によれば、個人及び法人に番号を振り、異なる分野に属する情報について同一人の情報か確認できるようにし、行政運営を効率化するのが目的であるとされています(1条)。

すなわち、従来は氏名・住所・生年月日などにより特定していた個人を番号で識別することにより、改姓、異字などによる表記ゆれ、転居などに関わらず速やかに同一人物かどうか確認できるようになります。これにより、正確な所得把握ときめ細やかな社会保障が可能になる、と立法者は説明しています。

また、マイナンバーを含む個人情報を「特定個人情報」として、個人情報保護法による個人情報よりも厳重な保護を定めています。なお、故人の個人情報については、個人情報保護法の対象ではありませんが(個人情報保護法2条1項)、故人のマイナンバーは番号法により保護されます(12条)。

3 マイナンバーの指定と通知、マイナンバーカード

マイナンバーは、市町村長が指定し、通知カードにより通知することとされています(7条)。但し、実際に番号を生成するのは、地方公共団体情報システム機構であり、住民票に附されている住民票コードから、他人と被らず、住民票コードを復元できない形で生成するとされています(8条)。

なお、マイナンバーカードは、個人の申請に応じて市町村長が交付するものであり、通知カードとは別です(17条)。マイナンバーカードにはICチップが搭載されており、それ自体で本人確認をすることができますが、通知カードによりマイナンバーを提供する場合には、運転免許証等により別途本人確認する必要があります。

4 マイナンバーの利用

マイナンバーは、将来的には幅広い行政分野で利用することを念頭に置きつつ、現行法では社会保障制度・税制・災害対策に関する限定された分野で利用することとされています(9条)。また、地方公共団体においては、福祉、保険、医療などの社会福祉、地方税、防災に関して、マイナンバーを独自利用することが認められています。

利用が認められる主な場合として、行政がその事務に必要な限度で利用する場合(個人番号利用事務 9条1項)や、事業主がその従業員の年金・保険に関する届出を行う、給与の支払調書を提出する場合にマイナンバーを記載する場合(個人番号関係事務 9条3項)に業務に必要な限りにおいて提供する場合等があります。

なお、災害対策におけるマイナンバーの利用として、重大な災害のために預金通帳や印鑑、保険証書、個人確認のための資料が失われた場合に、金融資産の引き出しや保険金の受領についてマイナンバーを検索のキーとして利用することができるとされています(同条4項)。

現行法では、これら法律で定められている目的以外にマイナンバーを利用することはできません。

5 特定個人情報の提供の制限

上記のように、特定個人情報の利用目的は法律により制限されています。そこで、特定個人情報は、法律で定められた場合のみ提供することができます。それ以外の場合は、何人も特定個人情報の提供は禁止されています（19条）。

上記の特定個人情報を利用する業務に必要な限度で提供する場合以外に、生命、身体又は財産の保護のため必要があり、本人の同意があるか同意を得ることが困難である場合が例外の一つとして規定されています（19条12号）。これは、事故で意識不明の状態にある者に対する緊急の治療を行うにあたり、マイナンバーでその者を特定する場合等の緊急事態が想定されているようです。

このような法定の場合を除き、特定個人情報の提供を求めることもできず（15条）、収集することも保管することも禁じられています（20条）。仕事上取り扱った他人のマイナンバーが記載された書類やデータを、自宅に持ち帰ることなども禁止事項に該当すると思われます。

6 個人情報としての保護

マイナンバーを含む特定個人情報は、性質上当然に個人情報にも該当します。個人情報については、行政機関が保有するものについて「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等が保有するものについて「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、その他の事業者が保有するものについて「個人情報の保護に関する法律」により保護されます。したがって、事業者が特定個人情報を取り扱う場合は、番号法による規律のほか、個人情報保護法にも従う必要があります。

7 特定個人情報保護委員会について

番号法により、「特定個人情報保護委員会」が設置されました（36条）。これは、特定個人情報の取り扱いについて、民間事業者だけでなく行政機関・地方公共団体についても監視・監督が可能な機関となるため、他の行政機関から独立性を有した機関とするため、内閣府の外局として設置される委員会です。

その任務は、特定個人情報の適切な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることですが（37条）、民間事業者に対して、指導及び助言（50条）、勧告及び命令（51条）、報告及び立入検査（52条）を行う権限が与えられています。委員会からの命令に違反する行為は、罰則の対象となります（後述）。

8 罰則

番号法には、特定個人情報の保護を目的とする处罚規定がいくつか定められています。以下、重要なものを紹介します。

（1）特定個人情報ファイルの不正提供（67条）

特定個人情報ファイルとは、特定個人情報を含む情報の集合物であって、コンピューターのデータベースや名簿など、容易に検索可能なように体系的に構成した物をいいます（2条9項）。

67条に規定される特定個人情報を取り扱う者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したときは、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされています。特定個人情報ファイルを「提供」するとは、他者が利用できる状態におくことをいい、ファイルを第三者に交付することのほか、第三者がファイルを自由に閲覧可能な状態にすることも含まれると考えられます。

（2）命令違反（73条）

特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の扱いに関する法令違反を発見した場合、是正する措置をとるよう勧告することができます。勧告に従わない場合や、緊急に措置を取る必要がある場合は、是正措置の命令ができます（51条）。この命令に違反した場合、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

番号法のほとんどの規定には違反時の罰則がありますが、73条により、特定個人情報保護に関する全ての規律は、間接的に強制力を有しているものと言えます。

（3）両罰規定（77条）

罰則が規定された各行為について、法人の業務として行われた場合については、行為者自身のほか、当該法人にも該当する罰則の罰金刑が科されます。

9 おわりに

以上、番号法について解説しましたが、実務的には、個人番号関係事務のために収集したマイナンバー及び特定個人情報を、どのように管理し、漏えいを防ぐかが最大の問題になると思います。国のガイドラインなども示されているところですが、分からぬことなどあれば遠慮なくご相談頂ければと思います。

番号法の
概要について

IPBA年次総会 参加のご報告



弁護士
安田 幸司

私は、2015年5月6日から9日まで、香港で開催された IPBA (Inter-Pacific Bar Association / 環太平洋法曹協会) の年次総会 (IPBA 香港大会) に参加しました。

1 IPBA の年次総会について

まず、IPBA につき簡単に説明させて頂きます。IPBA は、ビジネス・商事法務を専門とする、アジア・太平洋地域に居住する法曹もしくは環太平洋地域に関心を持つ法曹が中心となって組織する法曹協会です。

第1回目の年次総会は、1991年4月に東京で開催され、昨年開催された IPBA 香港大会は第25回目の年次総会でした。2014年はバンクーバー（カナダ）で開催され、2016年はクアラルンプール（マレーシア）で開催される予定であるなど、毎年異なった国と地域で年次総会が開催されています。

IPBA の年次総会には IPBA の会員でなくても参加できるということもあり、IPBA 香港大会には、世界各国から 1000 名を超える法曹関係者が参加していました。



写真左：IPBA 香港大会が開催された Hong Kong Convention and Exhibition Center

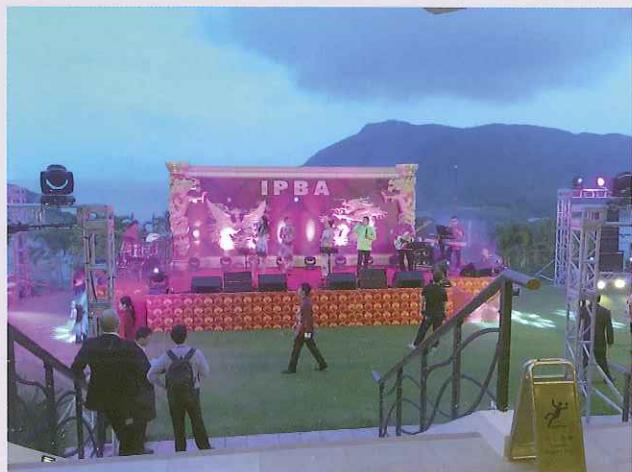
2 IPBA への入会・ IPBA 香港大会への参加

私が初めて IPBA に関わったのは、2014年1月に大阪で開催された「日本 IPBA の会関西支部新年会」に参加したときでした。私は、弊所にて海外案件を扱った経験はありませんが、将来的には海外案件を扱うことのできる弁護士になりたいと考えております。そして、この新年会において、海外留学経験のある多数の弁護士から IPBA 及び IPBA 年次総会に関するお話を伺い、IPBA に興味を持ったことから、2014年2月に IPBA に入会しました。

そして、IPBA の会員になったからには一度は年次総会に参加してみたいと思い、IPBA 香港大会に参加しました。

3 IPBA 香港大会のスケジュール

IPBA 香港大会期間中は、日中は多くのセッションが、夜は毎日パーティーが企画されており、非常に盛りだくさんのスケジュールが組まれていました。5月7日のスケジュールを例に挙げますと、午前中は「Opening



「Cultural Night」会場

Ceremony」があり、ランチのあと、午後は2時から3時半までと、4時から5時半までの2つの時間帯でセッションが開催され、その後、午後6時から「Cultural Night」というパーティーが開催されました。なお、セッションに関しては、同一時間帯に6～7つのセッションが開催されており、IPBA香港大会参加者は、興味があるセッションに自由に出席できるものとなっていました。

4 IPBA香港大会に参加して

私のIPBA香港大会は、5月6日の夜、香港島にあるハッピーバレー競馬場(Happy Valley -Hong Kong Jockey Club)で開催された「Welcome Reception」から始まりました。このWelcome Receptionでは、競馬を楽しみながら各国の弁護士と交流を図ることができました。私は、普段競馬をしませんが、この日ばかりは馬券を買い、多くの弁護士と盛り上がることができました。IPBA香港大会期間中には、前記「Cultural Night」や「Welcome Reception」のほか、「Japan Night」や「Gala Dinner」といったパーティーが開催され、毎晩夜中遅くまで世界中の弁護士と交流を図ることができました。



「Welcome Reception」会場からの風景

また、セッションに関しては、前記のとおり多数のセッションが開催されている中、私は、倒産法分野に関するものを中心に参加しました。“Out of court workouts in APEC countries”と題するセッションでは、日本、シンガポール、カナダなど複数の国のパネリストが、それぞれの国における私的整理手続きの現状について説明をしてくださいました。また、“The Intersection of Trans-Pacific Trade and International Insolvency Regimes”と題するセッションでは、題名のとおり、環太平洋貿易と国際倒産の交錯について、アメリカ、イギリス、香港のパネリストでディスカッションが行われました。



昼食会場

セッションは全て英語で行われることもあり、知識面及び語学面の観点から、内容をその場で理解することは非常にハードでしたが、セッション中はスマホを使って単語の意味を調べたりしながら、必死にセッションを聞き続けました。今回はセッションを聞くことだけで精一杯でしたが、数年以内には、スピーカーに対して質問することができるぐらいに成長したいです。

また、セッションの合間には、香港の街にも繰り出し、飲茶や観光を楽しむこともできました。IPBA香港大会で知り合った香港人弁護士から、ガイドブックには載っていないようなオススメの店や観光スポットを教えてもらえたこともあり、より香港を楽しむことができました。

IPBA香港大会は、弁護士と交流することができる様々なイベントが企画されていたこともあり、私は、香港大会期間中、100人以上の弁護士と名刺交換をさせていただきました。アメリカ、インド、カナダ、韓国、香港など、様々な国の弁護士とお話をすことができ、大変楽しい時間を過ごすことができました。また、海外で活躍する弁護士の姿を間近でみることができ、非常に良い刺激を受けることができました。

ただ、残念なことに、多くの弁護士と名刺交換をさせていただいたものの、顔と名前が一致する方は多くありません。一方で、この4日間のIPBA香港大会を通じて、FacebookやLinkedInで頻繁に連絡を取るほど仲良くなった友人もできました。また、昨年の夏には、IPBA香港大会で仲良くなったアメリカの弁護士とニューヨークで再会し、食事に行くこともできました。

可能な限り、今後もIPBAの年次総会に参加し、継続的に連絡を取り合うことのできるメンバーを増やしていきたいです。また、3年以内にはセッションの際に何か質問ができるぐらいに知識及び語学力を向上させ、将来的には、IPBAで仲良くなった弁護士と一緒に仕事をすることができればと思います。

新人 自己紹介



弁護士
矢倉 雄太

初春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、中之島シティ法律事務所に入所いたしました、矢倉雄太と申します。

私は、関西学院大学法学部在学時、授業で初めて知的財産法に触れました。特許法を学ぶなかで、普段の生活において何気なく目にしていた「特許申請中！」という商品に付された表示などについて、その背後にある企業戦略など改めて考えることや気付くことがありました。私はこの授業を通して、それまで特段意識していなかっただけで、実は日常生活に溢れていた知的財産に対し、強い興味を抱くに至りました。

その後、私は神戸大学法科大学院に進学し、特許法を始めとした知的財産法に関する授業やゼミを複数受講しました。授業等では、教授や実務家教員（弁護士）から知財実務のお話などを聞きし、さらに知的財産分野への興味を強めるとともに、特許法等の基礎理論を勉強してまいりました。

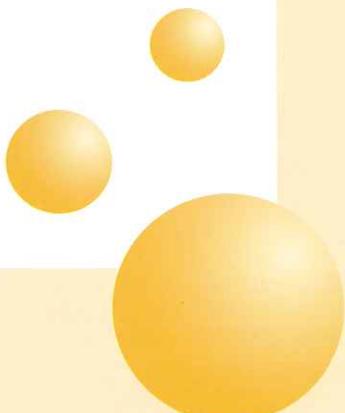
また、司法修習では、2週間という短い期間ではありましたが、大阪地裁の知財専門部、大阪高裁の知財集中部で修習を行う機会に恵まれました。この修習を通じて、裁判官の方々と議論をさせていただき、裁判所の側面から知財事件に触れるという貴重な経験をいたしました。また、特許技術等を理解することの難しさや楽しさなどを初めて肌で感じることができました。

さらに、私が法律を勉強して以降、友人や知人から相続や労働問題など、様々な法律分野に関する相談を受ける機会がありました。私はこの経験を通じて、様々な分野で困っている友人や知人に十分な力添えができるようになるためには、種々の分野についても見識を深め、十二分な力をつければならないと再認識いたしました。

私は、いわゆる文系出身者であり、理系出身者ではございません。そのため、理系の知識が必要な業務では理系出身者の方に比べ、ビハインドがあると自覚しております。しかし、そのような業務につきましても、積極的かつ丁寧に執務に励み、また研鑽を積んで、依頼者の方に満足していただける仕事ができるよう力を尽くしてまいります。

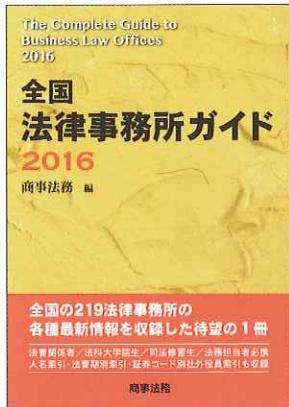
また、上記以外の分野につきましても、誠心誠意執務に取り組み、さらに依頼者の方と十分なコミュニケーションを図ることで、依頼者の方にとっての最善の解決を実現できるよう精進してまいります。

一日でも早く一人前の弁護士になれるよう、日々努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



◆中之島シティ インフォメーション◆

- 当事務所が、「全国版 法律事務所ガイド 2016」(商事法務)に掲載されました。
- 当事務所弁護士・税理士 藤井宣行が、「相続相談 法律税務の実践対応」(株清文社)を共同執筆しました。



所属弁護士

弁護士・弁理士 三山峻司

弁護士・税理士 藤井宣行

弁護士 安田幸司

弁護士 阪口繁 (相談役)

弁護士・公認不正検査士 阪口誠

弁護士 松下聰

弁護士 清原直己

弁護士 湯浅靖

弁護士・弁理士 松田誠司

弁護士 矢倉雄太

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
TEL 06-6203-2355 FAX 06-6203-2356

<http://www.nclaw.jp>
E-mail info@nclaw.jp

